

資料 1

諮問 第 4 6 3 号
環水大土発第諮問第1706271号
平成 2 9 年 6 月 2 7 日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣
山本 公一



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン (別名イミダクロプリド)

5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ- α , α , α -トリフルオロ-p-トリル)-4-エチルスルフィニルピラゾール-3-カルボニトリル (別名エチプロール)

3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン (別名クロフェンテジン)

(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン (別名ジノテフラン)

(1S, 2R, 5R, 7R, 9R, 10S, 14R, 15S, 19S)-7-(6-デオキシ-3-O-エチル-2,4-ジ-O-メチル- α -L-マンノピラノシルオキシ)-15-[(2R, 5S, 6R)-5-(ジメチルアミノ)テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イルオキシ]-19-エチル-14-メチル-20-オキサテトラシクロ[10.10.0.0.0^{2,10}.0^{5,9}]ドクス-11-エン-13,21-ジオン (別名スピネトラム-J) 及び (1S, 2S, 5R, 7S, 9S, 10S, 14R, 15S, 19S)-7-(6-デオキシ-3-O-エチル-2,4-ジ-O-メチル- α -L-マンノピラノシルオキシ)-15-[(2R, 5S, 6R)-5-(ジメチルアミノ)テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イルオキシ]-19-エチル-4,14-ジメチル-20-オキサテトラシクロ[10.10.0.0.0^{2,10}.0^{5,9}]ドクス-3,11-ジエン-13,21-ジオン (別名スピネトラム-L) の混合

物 (別名スピネトラム)

(Z) - 3 - (6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル) - 1, 3 - チアゾリジン - 2 - イリデンシアナミド (別名チアクロプリド)

(E) - N - (6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル) - N - エチル - N - メチル - 2 - ニトロビニリデンジアミン (別名ニテンピラム)

(±) - 5 - アミノ - 1 - (2, 6 - ジクロロ - α , α , α - トリフルオロ - *p* - トルイル) - 4 - トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール - 3 - カルボニトリル (別名フィプロニル)

メチル = {2 - クロロ - 4 - フルオロ - 5 - [5, 6, 7, 8 - テトラヒドロ - 3 - オキソ - 1 *H*, 3 *H* - [1, 3, 4]チアジアゾロ[3, 4 - *a*]ピリダジン - 1 - イリデンアミノ]フェニルチオ}アセタート (別名フルチアセットメチル)

N - (トリクロロメチルチオ) フタルイミド (別名ホルペット)

N - (4 - メチル - 6 - プロパー - 1 - イニルピリミジン - 2 - イル) アニリン (別名メパニピリム)

(別紙2)

O, O-ジエチルO-5-フェニルイソキサゾール-3-イルホスホロチオアート (別名イソキサチオン)

(5RS)-2-[(1EZ)-1-[(2E)-3-クロロアリルオキシイミノ]プロピル]-5-[(2RS)-2-(エチルチオ)プロピル]-3-ヒドロキシシクロヘキサ-2-エン-1-オン (別名クレトジム)

3, 6-ビス(2-クロロフェニル)-1, 2, 4, 5-テトラジン (別名クロフェンテジン)

N-(3', 4'-ジフルオロビフェニル-2-イル)-3-(トリフルオロメチル)ピラジン-2-カルボキサミド (別名ピラジフルミド)

(±)-5-アミノ-1-(2, 6-ジクロロ- α , α , α -トリフルオロ-p-トルイル)-4-トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール-3-カルボニトリル (別名フィプロニル)

中環審第976号
平成29年7月7日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



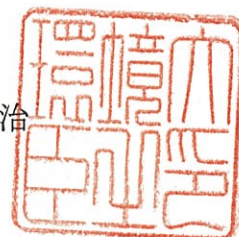
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年6月27日付け諮問第463号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮問第467号
環水大土発第1709011号
平成29年9月1日

中央環境審議会会長
武内和彦殿

環境大臣
中川雅治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

1-(2-クロロイミダゾ [1, 2-a] ピリジン-3-イルスルホニル) -3-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素 (別名イマゾスルフロン)

O-4-シアノフェニル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート (別名シアノホス又はCYAP)

ビス(2-ヒドロキシ-5-ノニルベンゼンスルホン酸)銅(II)塩 (別名ノニルフェノールスルホン酸銅)

O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート (別名ピリミホスメチル)

(RS)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名フェンプロパトリン)

メチル=1-(ブチルカルバモイル)ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート (別名ベノミル)

(別紙2)

N, N' -{ピペラジン-1, 4-ジイルビス[(トリクロロメチル)メチレン]}ジホルムアミド(別名トリホリン)

アルミニウム=トリス(エチル=ホスホナート)(別名ホセチルアルミニウム
又はホセチル)

ビス(2-クロロ-1-メチルエチル)エーテル(別名DCIP)

中環審第992号
平成29年9月4日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の規定について（付議）

平成29年9月1日付け諮問第467号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、自然環境部会に付議する。

諮問 第 4 7 3 号
環水大土発第1710231号
平成 2 9 年 1 0 月 2 3 日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣
中川 雅治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

N-メチルビス(2, 4-キシリイルイミノメチル) アミン (別名アミトラズ)

1-[3, 5-ジクロロ-4-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジルオキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名クロルフルアズロン)

2-クロロエチルトリメチルアンモニウム=クロリド (別名クロルメコートクロリド又はクロルメコート)

1-ターシャリーブチル-3-(2, 6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル) チオウレア (別名ジアフェンチウロン)

エチル=(*RS*)-4-シクロプロピル(ヒドロキシ)メチレン-3, 5-ジオキソシクロヘキサンカルボキシラート (別名トリネキサパックエチル)

2-(4-*tert*-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=プロパー-2-イニル=スルフィト (別名プロパルギット又はBPPS)

S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル=O, O-ジメチル=ホスホロジチオアート (別名マラチオン又はマラソン)

(別紙2)

2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イルア
ミノ)-2-メチルプロピオニトリル(別名シアナジン)



中環審第1004号
平成29年10月23日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年10月23日付け諮問第473号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。